お薦めの一冊

『児童虐待―現場からの提言』

川﨑二三彦 著　岩波新書　798円（税込）

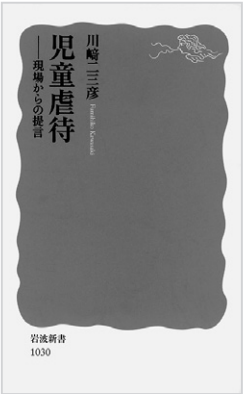

今この瞬間にも救出を待つ子ども 我々弁護士にできることは

会員　福田 笑美（58期）

児童虐待はなぜなくならないのか

折りしもこの原稿を執筆しているのは11月，「児童虐待防止推進月間」である。最近では，これを報せるポスターなども街中で目にすることもあり，少しずつ社会に浸透してきているように思う。

わが国において児童虐待への取組みが本格化してきたのは，1990年代に入ってからである。この間，わが国は，世論の喚起に加え，児童福祉法の改正や，児童虐待防止法の新設等，法整備も進めてきた。

しかし，である。現在にいたってもなお，幼い子どもが，本来守られるべき保護者などの手によって悲惨な死を遂げるという事件は後を絶たない。しかも，市民からの通告等によって，すでに児童相談所が関与を始めていたにもかかわらず，というケースもめずらしくない。児童虐待がこれだけ社会問題化しているのに，どうして，子どもの虐待死を根絶できないのか，一体児童相談所は何をやっているのか，本書は，こうした問いに対して一定の答えを導いてくれるかもしれない。

著者の提言その１～司法関与の仕組みを

本書の著者は，大学卒業後，児童福祉司として児童相談所に32年間勤め，現在も児童福祉の現場に携わる人物である。

本書の中で，著者が特に強く訴えているのは，児童虐待問題を児童相談所だけに丸抱えさせるのではなく，司法関与の仕組みを作るべきだ，という点である。児童相談所長は，子の生命安全を守るため，一時保護や立入調査といった強大な権限を有している。しかし，他方，こうした手続きが重大な権利侵害の側面をもつことは否めない。二つの重大な権利が対立している場面であるならば，司法が関与すべきは自明の理ではないか，著者はそう主張するのである。

その一方で，著者は，現在の家庭裁判所は，児童相談所の判断を適時適切に審査する体裁を整えていない，という点も指摘しており，この問題の困難さを浮き彫りにする。

著者の提言その２～いびつな枠組みの改善を

加えて，著者は，介入権限と援助権限という相矛盾する二つの機能が，児童相談所にともに求められていることの苦悩，ジレンマについて赤裸々に語っている。子どもの保護をめぐって，児童相談所と保護者が激しく対立するケースは極めて多いが，一方で保護者への指導についても，その全責任を児童相談所が担っているのが現状である。「一時保護に関する児童相談所の強大な権限と，もう一方で保護者を指導することについての何らの権限のなさ。このアンバランスこそが，わが国の児童虐待対応のいびつさを生み出している」と著者は述べる。極めて的確な指摘と考える。

最後に

本書は，児童虐待を防止するために，具体的な解決策を実体験に基づき提示している点で，大変有用な書である。もっともその実現に向けては，極めて多くの困難が伴うことも著者は認識している。こうした現場の声を生かしつつ，今この瞬間にも救出を待っているであろう子どもをいかにして救うか，我々弁護士にできることも少なくないはずだ。

子どもの権利に関わる弁護士のみならず，多くの方々に読んでもらいたい一冊である。